

## ◎新入職員・院生の方へ

### 液化室主催の『保安教育』の受講を

来る5月7日(月)に、液化室主催による高圧ガスに関する保安教育を実地します。この講習は、高圧ガス取締法にもとづく『義務教育』であり、これから物性研で液体窒素や各種ポンペ等の高圧ガスを取り扱う上で必要な基礎知識を講習します。

今年、物性研に入られた職員・院生の皆さんにはあらかじめ所属の所員を通じて、この講習会に出席していただけるようご協力をお願いしています。

当日は、必ず出席して下さるようお願いいたします。

## ◎都庁立入検査(6/18)にご協力を!

6月18日(月)に高圧ガス取締法にもとづく東京都の立入検査があります。当日は都庁の検査官が来所し、同法の対象設備となっている圧縮機、窒素貯槽、長尺容器置場等を中心に、施設・設備の点検、書類、周辺の整備状況全体にわたって検査が行われます。

検査は午後からとなりますが準備段階を含め以下の点に御協力ください。

- ①窒素貯槽の配管や計量器の塗装、周辺の清掃等を行いますので、御迷惑をおかけするかも知れませんが御了解ください。
- ②液体窒素の汲み出しはできるだけ午前中をお願いします。
- ③ヘリウムガスポンペの受渡しは、前日または検査後をお願いします。
- ④検査官立会い時にヘリウムガス回収の圧縮機が駆動するのを避けたいので、液体ヘリウムのトランスファーはできるだけ午前中に済まして、自然蒸発だけとなるようにお願いします。
- ⑤廊下にはポンペ類など放置しないようにお願いします。

## ◎ストレージを搬入する時のお願い

- ①ストレージに液体ヘリウムが相当量ある場合(およそストレージ容量の80%位)、ヘリウムを継ぎ足すと蒸発ガスがかなり出て液体ヘリウムが無駄になります。したがって研究室で事前に残量を測定し、上述の様なときはキャンセルの連絡をしてください。
- ②容器の搬入時に容器内の状態が下記のいずれにあるかを液化室職員に知らせて下さい。
  - ◎液体ヘリウムが残っている(上記①以外の場合)。
  - ◎液体ヘリウムは無いが、まだ液体窒素温度以下である(できれば何時ごろ液体ヘリウムが無くなったか)。
  - ◎液体窒素で予冷した。この場合、液体窒素を追い出すときは事前に液化室と連絡をとってくださると助かります。なぜなら、汲み入れに一応の順番があり、研究室で勝手に液体窒素を追い出して持ち込まれてもすぐに液体ヘリウムを供給できないこともあるからです。

### ◎ヘリウムガス回収率について

2月(2/5~3/5)の回収率は、以下の通りです。

$$\text{回収率} = \text{回収量} / \{ (\text{供給量} + \text{月始め在庫量}) - \text{月終り在庫量} \}$$

73.6% 4683.6 Q 6134.5 Q 1803.2 Q 1575.6 Q

3月(3/5~4/9)の回収率は、以下の通りです。

$$\text{回収率} = \text{回収量} / \{ (\text{供給量} + \text{月始め在庫量}) - \text{月終り在庫量} \}$$

83.6% 6024.3 Q 7139.0 Q 1575.6 Q 1507.0 Q

